

(共用部分の負担及び利益收取)
第十九条 各共有者は、規約に別段の定めがない限り、その持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を收取する。
(管理所有者の権限)

第二十条 第十一条第二項の規定により規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、区分所有者全員(一部共用部分については、これらを共用部分を管理すべき区分所有者)のためにその共用部分を管理する義務を負う。この場合には、それらの区分所有者に対し、相当な管理費用を請求することができる。

2 前項の共用部分の所有者は、第十七条第一項に規定する共用部分の変更をすることができない。(共用部分に関する規定の準用)

第二十一条 建物の敷地又は共用部分以外の附属施設(これらに關する権利を含む。)が区分所有者の共有に属する場合には、第十七条から第十九条までの規定は、その敷地又は附属施設に準用する。

第三節 敷地利用権
(分離処分の禁止)
第二十二条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りではない。

2 前項本文の場合において、区分所有者が数個の専有部分を所有するときは、各専有部分に係る敷地利用権の割合は、第十四条第一項から第三項までに定める割合による。ただし、規約での割合と異なる割合が定められているときは、その割合による。

3 前二項の規定は、建物の専有部分の全部を所
有する者の敷地利用権が単独で有する所有権その他
の権利である場合に準用する。

(分離処分の無効の主張の制限)

第二十三条 前条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する専有部分又は敷地利用権の処分については、その無効を善意の相手方に主張することができない。ただし、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の定めるところにより分離して処分することができない専有部分及び敷地利用権であることを登記した後に、その処分がされたときは、この限りでない。

(民法第一百五十五条の適用除外)
第二十四条 第二十二条第一項本文の場合には、民法第二百五十五条(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定は、敷地利用権には適用しない。

第四節 管理者 (選任及び解任)

第二十五条 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。

2 管理者に不正な行為のその他その職務を行うに適しない事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。(権限)

第二十六条 管理者は、共用部分並びに第二十二条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設(次項及び第四十七条第六項において「共用部分等」という。)を保存し、集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。

2 管理者は、その職務に關し、区分所有者を代理する。第十八条第四項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。

3 管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務(第二項後段に規定する事項を含む。)に關し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。

5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第三十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理所有)

第二十七条 管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2 第六条第二項及び第二十条の規定は、前項の場合に準用する。

(委任の規定の準用)

この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。

第二十八条 この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。(区分所有者の責任等)

第三者との間にした行為につき区分所有者がそ

の責めに任すべき割合は、第十四条に定める割合と同一の割合とする。ただし、規約で建物並びにその敷地及び附属施設の管理に要する経費につき負担の割合が定められているときは、その割合による。

2 前項の行為により第三者が区分所有者に対して有する債権は、その特定承継人に對しても行うことができる。

第五節 規約及び集会 (規約事項)

第三十条 建物又はその敷地若しくは附属施設の利害に關係しないものは、区分所有者全員の管理又は使用に關する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののか、規約で定めることができる。

2 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に關係しないものは、区分所有者全員の規約に定めがある場合を除いて、これを共用すべき区分所有者の規約で定めることができる。

2 前二項に規定する規約は、専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設(建物の敷地又は附属施設に關する権利を含む。)につき、これらの形状、面積、位置関係、使用目的及び利用状況並びに区分所有者が支払つた対価その他の事情を総合的に考慮して、区分所有者の敷地又は附属施設に關する権利を含む。)につき、これらの形状、面積、位置関係、使用目的及び利用状況並びに区分所有者が支払つた対価その他の事情を総合的に考慮して、区分所有者の敷地又は附属施設に關する権利を含む。)

3 第一項及び第二項の場合には、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

4 第一項及び第二項の場合には、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

5 規約は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により、これを作成しなければならない。(規約の設定、変更及び廃止)

第三十一条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議によつてする。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

2 前条第二項に規定する事項についての区分所

(公正証書による規約の設定)
第三十二条 最初に建物の専有部分の全部を所有する者は、公正証書により、第四条第二項、第五条第一項並びに第二十二条第二項(ただし書及び第二項)に規定する場合を含む。)の規約を設定することができる。

2 前項の行為により第三者が区分所有者に対して有する債権は、その特定承継人に對しても行うことができる。

(規約の保管及び閲覧)

第三十三条 規約は、管理者が保管しなければならない。ただし、管理者がないときは、建物並びにその敷地及び附属施設の管理に要する経費により表示したもの(当該規約の保管場所における閲覧)を拒んではならない。

2 前項の規定により規約を保管する者は、利害関係人の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除いて、規約の閲覧(規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の当該規約の保管場所において規約の保管場所は、建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第三十四条 集会は、管理者が招集する。2 管理者は、少なくとも毎年一回集会を招集しなければならない。

3 区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、管理者に対し、会議の目的たる事項を示して、集会の招集を請求することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

4 前項の規定による請求がされた場合において、二週間以内にその請求の日から四週間以内の日を会日とする集会の招集の通知が発せられなかつたときは、その請求をした区分所有者は、集会を招集することができる。

5 管理者がないときは、区分所有者の五分の一以上で議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定期は、規約で減ずることができる。

第三十五条 集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に發しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

2 専有部分が数人の共有に属するときは、前項の通知は、第四十条の規定により定められた議決権を有する者が反対したときは、することができない。

条第三項中「公益法人等（一とあるのは、「公益法人等」管理組合法人及び）とする。」
 14 管理組合法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人（名称）とみなす。

第四十八条 管理組合法人は、その名称中に管理組合法人という文字を用いなければならない。
 2 管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人という文字を用いてはならない。
 （財産目録及び区分所有者名簿）

第四十八条の二 管理組合法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
 2 管理組合法人は、区分所有者名簿を備え置き、区分所有者の変更があることに必要な変更を加えなければならない。（理事）

第四十九条 管理組合法人には、理事を置かなければならぬ。理事会が数人ある場合は、管理組合法人の過半数で決する。
 3 理事は、管理組合法人を代表する。
 4 理事が数人あるときは、各自管理組合法人を代表する。
 5 前項の規定は、規約若しくは集会の決議によつて、管理組合法人を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して管理組合法人を代表すべきことを定め、又は規約の定めに基づき理事の互選によつて管理組合法人を代表すべき理事を定めることを妨げない。

6 理事の任期は、二年とする。ただし、規約で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。
 7 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事（第四十九条の四第一項の仮理事を含む。）が就任するまで、なおその職務を行ふ。
 8 第二十五条の規定は、理事に準用する。
 （理事の代理権）

第四十九条の二 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

条第三項中「公益法人等（一とあるのは、「公益法人等」管理組合法人及び）とする。」
 法人等管理組合法人及び」とする。

14 管理組合法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人（名称）とみなす。

（名称）

第四十八条 管理組合法人は、その名称中に管理組合法人という文字を用いなければならない。
 2 管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人という文字を用いてはならない。

（財産目録及び区分所有者名簿）

第四十八条の二 管理組合法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人でないものは、その名称中に管理組合法人といふ。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

（財産目録及び区分所有者名簿）

第四十八条の二 管理組合法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

（理事の代理行為の委任）

第四十九条の三 理事は、規約又は集会の決議によつて禁止されていない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第四十九条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（監事）

第五十条 管理組合法人に監事を置かなければならぬ。監事は、管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

2 仮理事の選任に関する事件は、管理組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（監事）

第五十一条 管理組合法人に監事を置かなければならぬ。監事は、理事又は管理組合法人の使用人と兼ねてはならない。

2 管理組合法人の財産の状況を監査するところ。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

1 管理組合法人の財産の状況を監査するところ。

2 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

3 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

4 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

5 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

6 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

7 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

8 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

9 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

10 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

11 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

12 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

13 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

14 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

15 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

16 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

17 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

18 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

19 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

20 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

21 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

22 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

23 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

24 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

25 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

26 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

27 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

28 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

29 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

30 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

31 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

32 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

33 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

34 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

35 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

36 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

37 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

38 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

者は、第十四条に定める割合と同一の割合で、その債務の弁済の責めに任する。ただし、第二十九条第一項ただし書に規定する負担の割合が定められているときは、その割合による。

（債権の申出の催告等）

2 管理組合法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、区分所有者が管理組合法人の資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

（特定承継人の責任）

2 管理組合法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、区分所有者が前条の規定により負う責任とともに同一の責任を負う。

（債権の申出の催告等）

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。債権者に對し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をした債権者は、管理組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に對してのみ、請求をすることができる。

3 清算人は、債権者に對してのみ、請求をすることができる。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

（清算中の管理組合法人の能力）

2 前項の規定による清算人の選任によるまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

2 管理組合法人が解散したとき、清算人は、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

3 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

4 前項に規定する場合において、清算中の管理組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

5 第五十五条の九 清算中に管理組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

6 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

7 前項に規定する場合において、清算中の管理組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

8 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

9 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

10 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

11 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

12 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

13 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

14 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

（現務の結了）

2 債権の取立て及び債務の弁済

3 残余財産の引渡し

4 残余財産の帰属

5 残余財産の清算

6 残余財産の分配

7 残余財産の清算

8 残余財産の分配

9 残余財産の清算

10 残余財産の分配

11 残余財産の清算

12 残余財産の分配

13 残余財産の清算

14 残余財産の分配

15 残余財産の清算

16 残余財産の分配

17 残余財産の清算

18 残余財産の分配

19 残余財産の清算

20 残余財産の分配

21 残余財産の清算

22 残余財産の分配

23 残余財産の清算

24 残余財産の分配

25 残余財産の清算

26 残余財産の分配

27 残余財産の清算

28 残余財産の分配

29 残余財産の清算

30 残余財産の分配

31 残余財産の清算

32 残余財産の分配

33 残余財産の清算

34 残余財産の分配

35 残余財産の清算

36 残余財産の分配

37 残余財産の清算

38 残余財産の分配

39 残余財産の清算

40 残余財産の分配

41 残余財産の清算

42 残余財産の分配

43 残余財産の清算

44 残余財産の分配

45 残余財産の清算

46 残余財産の分配

47 残余財産の清算

48 残余財産の分配

49 残余財産の清算

（清算人の職務及び権限）

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行つたため必要な一切の行為をすることができる。

(裁判所による監督)

第五十六条の二 管理組合法人の解散及び清算
は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必

要な検査をすることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十六条の三 管理組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十六条の四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十六条の五 裁判所は、第五十五条の四の規定により清算人を選任した場合には、管理組合法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。

第五十六条の六 削除

(検査役の選任)
第五十六条の七 裁判所は、管理組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第五十六条の四及び第五十六条の五の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「管理組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第七節 義務違反者に対する措置
(共同の利益に反する行為の停止等の請求)
第五十七条 区分所有者が第六条第一項に規定する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、区分所有者の共同の利益のため、その行為を停止し、その行為の結果を除去し、又はその行為を予防するため必要な措置を執ることを請求することができる。

2 前項の規定に基づき訴訟を提起するには、集会の決議によらなければならない。管理者又は集会において指定された区分所有者は、集会の決議により、第一項の他の区分所有者の全員のために、前項に規定する訴訟を提起することができる。前項の規定は、占有者が第六条第三項において準用する同条第一項に規定する行為をした

場合及びその行為をするおそれがある場合に準用する。(使用禁止の請求)

第五十八条 前条第一項に規定する場合において、第六条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、前条第一項に規定する請求によってはその障害を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、相当の期間の当該行為に係る区分所有者による専有部分の使用の禁止を請求することができる。

2 前項の決議は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数です。

3 第一項の決議をするには、あらかじめ、当該区分所有者に対し、弁明する機会を与えないければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の訴えの提起に準用する。

(区分所有権の競売の請求)

第五十九条 第五十七条第一項に規定する場合において、第六条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方を囲むことが困難であるときは、他の区分所有者の共同生活を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方を囲むことが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者による専有部分の使用の禁止を請求することができる。

2 前項の規定により共用部分を復旧した者は、他の区分所有者に対し、復旧に要した金額を第十四条に定める割合に応じて償還すべきことを請求することができます。

3 第一項本文に規定する場合には、集会において、減失した共用部分を復旧する旨の決議をして、減失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

4 前三項の規定は、規約で別段の定めをするこ

分所有者の共同生活の維持を図ることが困難であるときは、区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者の占有する専有部分の使用の禁止を請求することができる。

2 第五十九条第三項の規定は前項の訴えの提起において、第六条第一項に規定する行為による区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方を囲むことが困難であるときは、他の区分所有者の共同生活を除去して共用部分の利用の確保その他の区分所有者の共同生活上の障害が著しく、他の方を囲むことが困難であるときは、他の区分所有者の全員又は管理組合法人は、集会の決議に基づき、訴えをもつて、当該行為に係る区分所有者による専有部分の使用の禁止を請求することができる。

3 第一項の規定による判決に基づく清算の申立て、その判決が確定した日から六月を経過したときは、することができない。

4 前項の規定は、前項の規定は前項の決議に適用する。

5 第一項本文に規定する場合を除いて、建物の一部が滅失したときは、集会において、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数で、滅失した共用部分を復旧する旨の決議をすることができる。

6 前項の決議をした集会の議事録には、その決議についての各区分所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

7 第五項の決議があつた場合において、その決議の日から二週間を経過したときは、次項の場合を除き、その決議に賛成した区分所有者(その承継人を含む。以下この条において「決議賛成者」という)以外の区分所有者は、決議賛成者の全部又は一部に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。この場合において、その請求をしたものとみなす。

8 第十一項に規定する催告を受けた区分所有者は、同項の規定により定められた期間を経過し

求を受けた決議賛成者は、その請求の日から二月以内に、他の決議賛成者の全部又は一部に対し、決議賛成者以外の区分所有者を除いて算定した第十四条に定める割合に応じて当該建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

2 第五項の決議の日から二週間以内に、決議賛成者がその全員の合意により建物及びその敷地に関する権利を買い取ることができる者を指定し、かつ、その指定された者(以下この条において「買取指定者」という)がその旨を決議の決議に準用する。

3 第一項の規定による判決に基づき専有部分の引渡しを受けた者は、遅滞なく、その専有部分を占有する権原を有する者にこれを引き渡さなければならぬ。

4 前項の規定は、前項の規定による判決に基づき専有部分の引渡しを受けた者は、遅滞なく、その専有部分を占有する権原を有する者にこれを引き渡さなければならぬ。

5 買取指定者は、前項の規定による書面による通知に代えて、法務省令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けるべき区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができる。

6 この場合において、当該買取指定者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

7 買取指定者が第七項前段に規定する請求に基づく売買の代金に係る債務の全部又は一部の弁済をしないときは、決議賛成者(買取指定者となつたものを除く。以下この項及び第十五項において同じ。)は、連帶してその債務の全部又は一部の弁済の責めに任ずる。ただし、決議賛成者が買取指定者に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、この限りでない。

8 第五項の集会を招集した者(買取指定者の指定がされているときは、当該買取指定者。次項において同じ。)は、決議賛成者以外の区分所有者に対し、四月以上の期間を定めて、第七項前段に規定する請求をするか否かを確認すべき旨を書面で催告することができる。

9 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めた五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

10 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めた五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

11 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めた五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

12 第五項の集会を招集した者は、前項の規定による書面による催告に代えて、法務省令で定めた五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

13 第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

14 第五項の集会を招集した者は、当該書面による催告をしたものとみなす。

たときは、第七項前段に規定する請求をすることができない。

14 第五項に規定する場合において、建物の一部が滅失した日から六月以内に同項、次条第一項又は第七十条第一項の決議がないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

15 第二項、第七項、第八項及び前項の場合には、裁判所は、償還若しくは買取りの請求を受けた区分所有者、買取りの請求を受けた買取指定者又は第十項本文に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(建替え決議)

第六十二条 集会においては、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議(以下「建替え決議」という。)をすることができる。

2 建替え決議においては、次の事項を定めなければならない。

一 新たに建築する建物(以下この項において「再建建物」という。)の設計の概要

二 建物の取壊し及び再建建物の建築に要する費用の概算額

三 前号に規定する費用の分担に関する事項

四 再建建物の区分所有権の帰属に関する事項

3 前項第三号及び第四号の事項は、各区区分所有者の衡平を害しないように定めなければならぬ。

4 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする集会を招集するときは、第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかるわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。

5 前項に規定する場合において、第三十五条第一項の通知をするときは、同条第五項に規定する議案の要領のほか、次の事項をも通知しなければならない。

一 建替えを必要とする理由

二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持又は回復(建物が通常

とができない)とができない。

14 第五項に規定する場合において、建物の一部が滅失した日から六月以内に同項、次条第一項又は第七十条第一項の決議がないときは、各区分所有者は、他の区分所有者に対し、建物及びその敷地に関する権利を時価で買い取るべきことを請求することができる。

15 第二項、第七項、第八項及び前項の場合には、裁判所は、償還若しくは買取りの請求を受けた区分所有者、買取りの請求を受けた買取指定者又は第十項本文に規定する債務について履行の請求を受けた決議賛成者の請求により、償還金又は代金の支払につき相当の期限を許与することができる。

(建替え決議)

第六十二条 集会においては、当該集会の会

に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

6 第三十五条第一項から第四項まで及び第三十

六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、第三十五条第一項

ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長す

る」と読み替えるものとする。

7 第三十五条第一項から第四項まで及び第三十

六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、第三十五条第一項

ただし書中「伸縮する」とあるのは、「伸長す

る」と読み替えるものとする。

8 前条第六項の規定は、建替え決議をした集会の議事録について準用する。

(区分所有権等の売渡し請求等)

第六十三条 建替え決議があつたときは、集会を

招集した者は、遅滞なく、建替え決議に賛成し

なかつた区分所有者(その承継人を含む。)に

対し、建替え決議の内容により建替えに参加す

るか否かを回答すべき旨を書面で催告しなけれ

ばならない。

2 集会を招集した者は、前項の規定による書面

による催告に代えて、法務省令で定めるところ

により、同項に規定する区分所有者の承諾を得

て、電磁的方法により建替え決議の内容により

建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告

することができる。この場合において、当該集

会を招集した者は、当該書面による催告をした

ものとみなす。

3 第一項に規定する区分所有者は、同項の規定

による催告を受けた日から二月以内に回答しなければならない。

(建替えに関する合意)

第六十四条 建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答したものとみなす。

4 前項の期間内に回答しなかつた第一項に規定

する区分所有者は、建替えに参加しない旨を回

答したものとみなす。

5 第三項の期間が経過したときは、建替え決議

に賛成した各区分所有者若しくは建替え決議の

内容により建替えに参加する旨を回答した各区

分所有者(これらの者の承継人を含む。)又は

これらの者の全員の合意により区分所有権及び

敷地利用権を買い受けができる者として

指定された者(以下「買受指定者」という。)

は、同項の期間の満了の日から二月以内に、建

替えに参加しない旨を回答した区分所有者(そ

の承継人を含む。)に対し、区分所有権及び敷

地利用権を時価で売り渡すべきことを請求する

ことができる。建替え決議があつた後にこの区

分所有者から敷地利用権のみを取得した者(そ

の承継人を含む。)の敷地利用権についても、

同様とする。

前項の規定による請求があつた場合において

建替え決議の日から二年内に、裁判所は、その者

の請求により、代金の支払又は提供の日から一

年を超えない範囲内において、建物の明渡しに

行に甚だしい影響を及ぼさないものと認めるべき

頭著な事由があるときは、裁判所は、その者

の請求により、代金の支払又は提供の日から一

年を超えない範囲内において、建物の明渡しに

専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第三十五条第五項中「第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中「建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」が第六十五条に規定する団地建物所有者の「共有で」と読み替えるものとする。

2 一団地内の附属施設たる建物（第一条に規定する建物の部分を含む。）は、前条において準用する第三十条第一項の規定により団地共用部分とすることができる。この場合においては、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 一団地内の数棟の建物の全部を所有する者は、公正証書により、前項の規約を設定することができる。

4 第六十七条第一項並びに第十三条第一項本文及び第三項並びに第十三条第五条までの規定は、団地共用部分に準用する。この場合において、第十三条第一項本文中「区分所有者」とあるのは「第六十五条の規定による建物の部分を含む。」と、第十四条第一項及び第十五条中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と読み替えるものとする。（規約の設定の特例）

5 第六十八条次の物につき第六十六条において準用する第三十条第一項の規約を定めるには、第一号に掲げる土地又は附属施設にあつては当該土地の全部又は附属施設の全部につきそれぞれ共有的四分の三以上でその持分の四分の三以上を有するものの同意、第二号に掲げる建物に

あつてはその全部につきそれぞれ第三十四条の規定による集会における区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による決議があることを要する。

一 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内の一部の建物の所有者（専有部分のある建物にあつては、その区分所有者）の共有に属するものと/orは、区分所有者の）の共有に属する場合における当該土地又は附属施設（専有部分のある建物以外の建物の所有者ののみの共有に属するものを除く。）を除く。）

二 当該団地内の専有部分のある建物の第三十一条第二項の規定は、前項第二号に掲げる建物の一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に關係しないものについての同項の集会の決議に準用する。

3 第二号に定める要件に該当する場合において、当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。ただし、同項第一号に規定する場合において、当該特定建物の区分所有者が団地内建物のうち当該特定建物以外の建物の敷地利用権に基づいて有する議決権の行使については、この限りでない。

4 第一項の集会を招集するときは、第六十六条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規定で伸長することができる。

5 第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下この項において「当該他の建物」という。）の建替えの要件に該当する場合であつて当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地内建物の所有者である当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）が当該団地内建物の区分所有者で構成される第六十五条に規定する団体又は団地管理組合法人の集会において、当該団地内建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）新たに建物を建築する旨の決議（以下この項において「一括建替え決議」という。）をすることができる。

6 一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

7 前項の場合において、当該二以上の特定建物の団地建物所有者は、各特定建物の団地建物所有者の合意により、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付することができる。

3 第二号に定める要件に該当する場合において、当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。（規約の設定の特例）

4 第一項の集会を招集するときは、第六十六条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規定で伸長することができる。

5 第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下この項において「当該他の建物」という。）の建替えの要件に該当する場合であつて当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地内建物の所有者である当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）新たに建物を建築する旨の決議（以下この項において「一括建替え決議」という。）をすることができる。

6 一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

7 前項の場合において、当該二以上の特定建物の団地建物所有者は、各特定建物の団地建物所有者の合意により、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付することができる。

3 第二号に定める要件に該当する場合において、当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。（規約の設定の特例）

4 第一項の集会を招集するときは、第六十六条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規定で伸長することができる。

5 第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下この項において「当該他の建物」という。）の建替えの要件に該当する場合であつて当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地内建物の所有者である当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）新たに建物を建築する旨の決議（以下この項において「一括建替え決議」という。）をすることができる。

6 一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

7 前項の場合において、当該二以上の特定建物の団地建物所有者は、各特定建物の団地建物所有者の合意により、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付することができる。

3 第二号に定める要件に該当する場合において、当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。（規約の設定の特例）

4 第一項の集会を招集するときは、第六十六条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規定で伸長することができる。

5 第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下この項において「当該他の建物」という。）の建替えの要件に該当する場合であつて当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地内建物の所有者である当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）新たに建物を建築する旨の決議（以下この項において「一括建替え決議」という。）をすることができる。

6 一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

7 前項の場合において、当該二以上の特定建物の団地建物所有者は、各特定建物の団地建物所有者の合意により、当該二以上の特定建物の建替えについて一括して建替え承認決議に付することができる。

3 第二号に定める要件に該当する場合において、当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権の行使をしたものとみなす。（規約の設定の特例）

4 第一項の集会を招集するときは、第六十六条において準用する第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該集会の会日より少なくとも二月前に、同条第五項に規定する議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）をも示して発しなければならない。ただし、この期間は、第六十六条において準用する第三十条第一項の規定で伸長することができる。

5 第一項の場合において、建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下この項において「当該他の建物」という。）の建替えの要件に該当する場合であつて当該土地（これに関する権利を含む。）の共有者である当該団地内建物の団地内建物の所有者である当該団地内建物の敷地（これに関する権利を除く。以下この項において同じ。）若しくはその一部の土地又は当該団地内建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地（第三項第一号においてこれらの土地を「再建団地内敷地」という。）新たに建物を建築する旨の決議（以下この項において「一括建替え決議」という。）をすることができる。

6 一 当該他の建物が専有部分のある建物である場合 第一項の集会において当該他の建物の区分所有者全員の議決権の四分の三以上の議決権を有する区分所有者

二 当該他の建物が専有部分のある建物以外の建物である場合 当該他の建物の所有者

二 再建団地内敷地の一体的な利用についての
計画の概要

二 新たに建築する建物（以下この項において「再建団地内建物」という。）の設計の概要
三 団地内建物の全部の取壟し及び再建団地内
建物の建築に要する費用の概算額

四 前号に規定する費用の分担に関する事項
五 再建団地内建物の区分所有権の帰属に関する事項

六 第六十二条第三項から第八項まで、第六十三条
条及び第六十四条の規定は、団地内建物の一括
建替え決議について準用する。この場合において、第六十二条第三項中「前項第三号及び第四
号」とあるのは「第七十条第三項第四号及び第五
号」と、同条第四項中「第一項に規定する」と
あるのは「第七十条第一項に規定する」と、
「第三十五条第一項」とあるのは「第六十六条に
おいて準用する第三十五条第一項」と、「規
約」とあるのは「第六十六条において準用する
第三十条第一項の規約」と、同条第五項中「第
三十五条第一項」とあるのは「第六十六条に
おいて準用する第三十五条第一項」と、同条第七
項中「第三十五条第一項から第四項まで及び第
三十六条」と、「第三十五条第一項ただし書」
とあるのは「第六十六条において準用する第三
十五条第一項ただし書」と、同条第八項中「前
条第六項」とあるのは「第六十一条第六項」と
読み替えるものとする。

第三章 罰則

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その行為をした管理者、理事、規約を保
管する者、議長又は清算人は、二十万円以下の
過料に処する。

一 第三十三条第一項本文（第四十二条第五項
及び第四十五条第四項（これらの規定を第六
十六条において準用する場合を含む。）並び
に第六十六条において準用する場合を含む。
以下この号において同じ。）又は第四十七条
第十二項（第六十六条において準用する場合
を含む。）において読み替えて適用される第
三十三条第一項本文の規定に違反して、規
約、議事録又は第四十五条第四項（第六十六
条において準用する場合を含む。）の書面若
しくは電磁的記録の保管をしなかつたとき。

二 第三十三条第二項（第四十二条第五項及び
第四十五条第四項（これらの規定を第六十六

二 第四十二条第一項から第四項まで（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）及びに第六十六条において準用する場合を含む。の規定に違反して、正当な理由がないのに、前号に規定する書類又は電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものとの閲覧を拒んだとき。

三 第四十二条第一項から第四項まで（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、議事録を作成せず、又は議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第四十三条（第四十七条第十一項（第六十六条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用される場合及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に定める登記を怠ったとき。

六 第四十八条の二第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記載若しくは記録をしたとき。

七 理事若しくは監事が欠けた場合又は規約で定めたその員数が欠けた場合において、その選任手続を怠ったとき。

八 第五十五条の七第一項又は第五十五条の九第一項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

九 第五十五条の九第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

十 第五十六条の二第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査を妨げたとき。

第七十二条 第四十八条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査施行する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

第十七条及び第二十四条から第三十四条まで（第三十六条においてこれらの規定を準用する者は、十万円以下の過料に処する。

第二条 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者のみの所有に属する場合において、第四条第一項の規定に適合しないときは、その共用部分の所有者は、同条第二項の規定により規約でその共用部分の所有者と定められたものとみなす。

この法律の施行の際現に存する共用部分の所有者が第四条第一項の規定の適用により損失を受けたときは、その者は、民法第七百三十三条に従い、賃金を請求することができる。

附 則 (昭和五八年五月二一日法律第五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

(建物の区分所有等に関する法律の一改正に伴う経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の建物の区分所有等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いて、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の建物の区分所有等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(建物の設置又は保存の瑕疵に関する推定に関する経過措置)

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行前に建物の設置又は保存の瑕疵により損害が生じた場合における当該瑕疵については、適用しない。

(公用部分に関する合意等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に区分所有者が共用部分、新法第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地若しくは附属施設又は規約、議事録若しくは旧法第三十四条第一項の書面の保管場合を含む。)の規定は、前項の規定にからむらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前においては、この法律中その他の規定の施行に伴う準備のため必要な範囲内においてのみ、適用があるものとする。

(経過措置)

者についてした合意又は決定（民法第二百五十九条又は第二百五十二条の規定によるものを含む。以下この条において同じ。）は、新法の規定により集会の決議で定められたものとみなす。この法律の施行前に新法第六十五条に規定する場合における当該土地又は附属施設に係る同条の所有者がこれらの物又は規約、議事録若しくは旧法第三十六条において準用する旧法第三十四条第一項の書面の保管者についてした合意又は決定も、同様とする。

（既存専有部分等に関する経過措置）

第五条 新法第二十二条から第二十四条までの規定は、この法律の施行の際現に存する専有部分及びその専有部分に係る敷地利用権（以下「既存専有部分等」という。）については、この法律の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。ただし、次条第一項の指定に係る建物の既存専有部分等については、同項に規定する適用開始日から適用する。

第六条 法務大臣は、専有部分の数、専有部分及び建物の敷地に関する権利の状況等を考慮して、前条本文の政令で定める日前に同条本文に規定する規定を適用する既存専有部分等に係る建物及びこれらの規定の適用を開始すべき日（以下「適用開始日」という。）を指定することができる。

法務大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、その旨を各区分所有者又は管理者若しくは管理組合法人の理事に通知しなければならない。

前項の規定による通知を発した日から一月内に四分の一を超える区分所有者は四分の一を超える議決権を有する区分所有者が法務省令の定めるところにより異議の申出をしたときは、法務大臣は、第一項の指定をしなければならない。

第一項の指定は、建物の表示及び適用開始日を告示して行う。

適用開始日は、前項の規定による告示の日から一月以上を経過した日でなければならない。

法務大臣は、区分所有者の四分の一以上で議決権の四分の三以上を有するものの請求があつたときは、第一項の指定をしなければならない。この場合には、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第七条 法務大臣は、前条第四項の規定による告示をする場合において、区分所有者が数人で有

附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十一条の規定
(罰則に関する経過措置)

（二）この法規の公布の日が平成二十年四月一日後規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

となる場合における経過措置) 第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十九年四月一日後となる場合におけるこの法律によることの改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二十四日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 二〇二〇年法律は、令和二年四月一日から施行する。

規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十条
（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定
に限る。）、第一百五十二条から第一百五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、
第一百六十三条（銀行等の株式等の保有
の制限等に関する法律（平成十三年法律
百三十一号）第五十八条第一項の改正規定
に限る。）、第一百六十四条、第一百六十五条及
び第一百六十七条の規定

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げるもの)の規定に依つては、當該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年四月二八日法律第二四二条）
（施行期日）抄
第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中不動産登記法第二百三十二条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令等への委任）
二 附則第二条第一項第一号に定めるもののほか、二つの

用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、提出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

当該各号に定める日から施行する。
第二条中不動産登記法第百三十一条第五項
の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布
の日
(その他 経過措置の政令等への委任)
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三十七号）抄
（施行期日）